

令和5年3月27日以降の旅券申請に関して

1 令和4年4月20日、旅券の電子（オンライン）申請の実施を内容とする「旅券法の一部を改正する法律」が成立し、同27日に公布されました。同改正旅券法令は令和5年3月27日施行されます（詳細は以下の外務省ページをご参照ください）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003958.html

2 同改正旅券法令が施行される令和5年3月27日以降の主な変更点は以下のとおりです。

(1) 令和5年3月27日以降は旅券の査証欄の増補が廃止となります。

(2) 過去に旅券を申請したものの、発行後6か月以内に受領せず当該旅券が失効した場合、失効後5年以内に再度旅券を申請する際には、手数料が通常より高くなりますので、ご注意ください。なお、これは、令和5年3月27日以降に申請した旅券が未交付のまま失効した場合について適用され、これより前に申請した旅券が失効した場合には適用されません。

(3) 戸籍の確認が必要な方については、これまで戸籍謄本ないし戸籍抄本のいずれか1つの提出が必要でしたが、令和5年3月27日以降は戸籍謄本のみになりますので、ご注意ください。

(4) 令和5年3月27日以降は新たな旅券発給申請書が使用されることとなり、現在使用している旅券発給申請書の使用が不可となりますので、ご注意ください。